平成２６年（フ）第２７５２号
大阪市北区西天満６丁目３番11―503号
債務者　泉田　隆司
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９号
東京都多摩市諏訪３丁目14番地の８リエス永山108
債務者　鈴木　忠明
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８６号
東京都八王子市長房町491番地
債務者　宇津木一典
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午前11時50分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１２号
川崎市多摩区宿河原７丁目15番８号　桃花ハイツ201
債務者　猪久保　薫
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目30番１号　静閑荘101
債務者　望月　弘貴
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1236番地　ＹＭＴメゾネット湘南Ⅲ120号室、申立時の住所川崎市宮前区有馬１丁目22番７―206号　アゼリア鷺沼
債務者　久保田　一
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
川崎市川崎区昭和２丁目４番19号　阿部荘２Ｆ203
債務者　須藤　　進
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
川崎市多摩区東三田３丁目10番２―128号
債務者　三浦　裕美（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
川崎市高津区北見方１丁目４番１号
債務者　今井　隆也
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
川崎市川崎区浜町３丁目２番10号　浜町荘201―Ｂ、前住所川崎市川崎区日進町６番地５　ニューオカベ
債務者　青地　敏行
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
川崎市川崎区観音２丁目13番３号　コーポミユキⅡ202、前住所川崎市川崎区田島町10番３号　レオパレス浜川崎第１―103
債務者　古市　真紀
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
川崎市宮前区有馬３丁目１番１―409号、前住所横浜市緑区長津田５丁目３番31号　サンエーースビル２―203
債務者　小川名真樹子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
川崎市宮前区菅生ケ丘41番１―301号　市営住宅
債務者　松本登美子（旧姓八島）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
川崎市川崎区京町３丁目29番７号　グリーンハイツチバ102
債務者　加藤亜妃古
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係